

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名：農林部

事業種名：農業農村の整備 ①用排水施設整備事業

1 取組の概要

本事業は、農業の用排水に係る施設を整備するものである。用排水施設は、動植物の生息の場として貴重な水辺空間であることから、事業の実施にあたっては埼玉県環境配慮方針に基づき、農村の環境保全や生態系への配慮など、環境への負荷を軽減する取り組みを行っている。

2 主な成果

水路底にはコンクリートを打設せず2面護岸とし、魚類や水棲生物の生息環境に配慮したほか、法面を土羽処理とし、自然植生の導入を図った。

3 今後の方針

農業の用排水に係る施設は、用水・排水機能のみならず、生活用水機能、景観保全機能、防災用水機能などを兼ね備えている。この水辺空間は、地域住民や都市住民にとっても憩いと安らぎの場となっている。平成28度からは、地域住民と一体となり水辺空間の整備を行う「川の国埼玉はつらつプロジェクト」を実施しており、農家だけではなく、地域住民等の積極的な参加を促し、地域一体となった整備を進めていく。

4 課題

環境配慮の取り組みは、事業の実施だけではなく施設の維持管理においても費用や労力が必要となる。農業農村整備事業では、原則として事業費の地元負担があるほか、施設の維持管理も地元で行っている。そのため、取り組みにあたり地元農家や施設管理者の理解と協力が不可欠であるほか、地域住民等の参加による施設維持管理の仕組みを構築する必要がある。

5 事業一覧

別表-2のとおり

別表－２ 個別評価事業一覧

事業年度：平成 30 年度

部局名：農林部

事業種名：農業農村の整備 ①用排水施設整備事業

番号	事業名	配慮事項 ・段階	該当 チェック数	実施 チェック数	環境配慮 実施率	総合評価
1	かんがい排水事業（川島）	施工段階	9	7	77.8	3
2	川の国埼玉はつらつプロジェクト（越辺川・都幾川）	施工段階	15	13	86.7	4
3	農地防災事業（湛水防除）（吉見領 4 期）	施工段階	14	12	85.7	4
4	農地防災事業（湛水防除）（吉見領 3 期）	施工段階	14	12	85.7	4
5	農地防災事業（地盤沈下）（権現堂 2 期）	施工段階	15	12	80.0	4
6	かんがい排水事業（庄内領Ⅱ期）	施工段階	14	12	85.7	4
7	かんがい排水事業（北川辺領）	施工段階	9	8	88.9	4
	合計		90	76		

環境配慮推進状況評価表(事業別)

部局名 農林部 課・所・室名 東松山農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 ①用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水事業 (川島地区)
事業の規模	水管理制御設備更新、揚水機場改修1箇所	実施場所	川島町、東松山市
計画期間	平成26年度～平成30年度	段階	施工段階

事業の概要：

県営かんがい排水事業「川島南部地区及び川島北部地区」造成施設である鳥羽井揚水機場、水管理制御設備について、劣化損傷や標準耐用年数超過により機能不全に陥る恐れがあり、ほ場への用水供給に支障を来した場合、農業被害が生ずる事が想定される。各施設の用水供給機能を維持し、安定的な営農を継続するため、施設の早急な保全対策を実施する必要がある。

受益面積 1,488.0ha

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・機械設備の補修において、潤滑油の流出に留意した仮設・工法により施工する。
- ・補修により生じる廃材については、適切に処分する。
- ・仮設工(水替え等)は必要最小限とし、周辺環境や水生生物の生息環境に留意する。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1. 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
2. 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	かんがい排水事業（川島）
-----	--------------

	配慮時期		チェック	
	調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現				
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないよう配慮する。				
個別事項	① 工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。	○	✓	✓
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。				
個別事項	① 地形変更の少ないルートや工法を検討する。	○	○	-
	② 切盛土量の抑制を図る。	○	○	✓
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。				
個別事項	① 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。	○		
	② 現場発生品などの再利用に努める。	○		
	③ 工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。	○	✓	✓

	配慮時期		チェック	
	調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。				
個別事項	① さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	-
	② 環境保全に配慮した施設配置に努める。	○	○	✓
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	-
	④ 緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。	○	○	-
	⑤ 地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	-
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。				
個別事項	① 寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。	○	○	-
	② 歴史的な施設について保全と活用を図る。	○	○	-
	③ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	-
	④ 景観変化の緩和に配慮する。	○	○	✓

基本的配慮事項 3					
農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	① 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○	—	
	② 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	—	

基本方向 3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1					
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。					
個別事項	① 農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。	○	○	✓	
	② 農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。	○	○	✓	
		実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)	
		77.8	9	7	

【記入方法】

1. 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
2. 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 東松山農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 ① 用排水施設整備事業	事業名	川の国埼玉はつらつプロジェクト (越辺川・都幾川地区)
事業の規模	魚道整備 3箇所	実施場所	東松山市、川島町
計画期間	平成28年度～平成31年度	段階	施工段階

事業の概要：

越辺川、都幾川において、落差が大きく、アユの遡上が困難となっている農業用取水堰（3箇所）に魚道を整備し、落差を解消することで本来の川のあるべき姿にする。

これにより上流の「川のまるごと再生プロジェクト」等で整備した鞍掛橋周辺までアユの魚影を復活させ、水辺空間の魅力を高める。

※別表-1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 専門家を交えた魚道検討会を開催し、アユの遡上に適した魚道を各堰に設置した。
- ・ 魚道に擬石を用い景観に配慮した。
- ・ コンクリート打設の際にはアルカリ泥水処理を行い、水質汚濁防止に努めた。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1. 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
2. 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ ８ 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	川の国埼玉はつらつプロジェクト（越辺川・都幾川）
-----	--------------------------

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期		チェック	
	調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。				
個別事項	① 工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。	○	✓	✓
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。				
個別事項	① 地形改変の少ないルートや工法を検討する。	○	○	✓
	② 切盛土量の抑制を図る。	○	○	✓
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。				
個別事項	① 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。	○	✓	✓
	② 現場発生品などの再利用に努める。	○	✓	✓
	③ 工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。	○	✓	✓

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期		チェック	
	調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。				
個別事項	① さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	－
	② 環境保全に配慮した施設配置に努める。	○	○	✓
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓
	④ 緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。	○	○	－
	⑤ 地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	－
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。				
個別事項	① 寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。	○	○	－
	② 歴史的な施設について保全と活用を図る。	○	○	－
	③ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。	○	○	－
	④ 景観変化の緩和に配慮する。	○	○	✓

基本的配慮事項 3					
農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	① 都市と農村の交流やうらおいの場を創出する。	○	○	✓	✓
	② 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	✓	✓

基本方向 3 県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
	調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。					
個別事項	① 農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。	○	○	✓	
	② 農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。	○	○	✓	
		実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)	
		86.7	15	13	

【記入方法】

1. 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
2. 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 東松山農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 ①用排水施設整備事業	事業名	農地防災事業（湛水防除） （吉見領4期地区）
事業の規模	排水路改修 L=480m	実施場所	比企郡吉見町地内
計画期間	平成28年度～平成31年度	段階	施工段階
事業の概要： 当地区は、比企郡吉見町の荒川と市野川に挟まれた肥沃な水田地帯であるが、市野川の流域開発に伴う洪水量の増加、河川改修による洪水到達時間の短縮等により市野川の洪水位が上昇したこと、更に、地区内の開発による流出量の増加により湛水被害が生じることとなった。 これを改善するため、流下能力の不足している台山排水路を改修して湛水被害を未然に防止し、農業経営の安定と地域住民の安全安心の確保を図るものである。			

※別表-1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 構造物の基礎や農道の敷き砂利施工に当たっては再生材を使用した。
- ・ 排水路の護岸においては、コンクリート3面張りではなく、水路底が土となる2面護岸を採用し、生態系へ配慮した。
- ・ 水路防護柵については、ネットフェンスではなく、景観を配慮して茶色系のパイプフェンスとした。
- ・ 景観配慮として、道路、排水路の法面については土羽処理とし、自然植生の導入を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名 農地防災事業（湛水防除）（吉見領4期）

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向1 環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	① 工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。		○	✓	✓
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓
基本的配慮事項2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	① 地形変更の少ないルートや工法を検討する。	○	○	✓	✓
	② 切盛土量の抑制を図る。	○	○	✓	✓
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓	✓
基本的配慮事項3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	① 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓
	② 現場発生品などの再利用に努める。		○	✓	✓
	③ 工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。		○	✓	✓

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	① さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	—	—
	② 環境保全に配慮した施設配置に努める。	○	○	—	—
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓	✓
	④ 緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓	✓
	⑤ 地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	—	—
基本的配慮事項2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	① 寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。	○	○	—	—
	② 歴史的な施設について保全と活用を図る。	○	○	—	—
	③ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	✓	✓
	④ 景観変化の緩和に配慮する。	○	○	✓	✓

基本方向 2	配慮時期		チェック	
	調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項 3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。				
個別事項	① 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。		○	○
	② 児童や県民等への学習の場を創出する。		○	○

基本方向 3	配慮時期		チェック	
	調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
県民等の自主的取組の促進				
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。				
個別事項	① 農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。		○	○
	② 農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。		○	○
			実施率 (b/a (%))	合計 (a)
			85.7	14
			合計 (b)	12

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 東松山農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 ①用排水施設整備事業	事業名	農地防災事業（湛水防除） （吉見領3期地区）
事業の規模	排水路改修 L=660m	実施場所	比企郡吉見町地内
計画期間	平成25年度～平成31年度	段階	施工段階
事業の概要： 当地区は、比企郡吉見町の荒川と市野川に挟まれた肥沃な水田地帯であるが、市野川の流域開発に伴う洪水量の増加、河川改修による洪水到達時間の短縮等により市野川の洪水位が上昇したこと、更に、地区内の開発による流出量の増加により湛水被害が生じることとなった。 これを改善するため、流下能力の不足している台山排水路を改修して湛水被害を未然に防止し、農業経営の安定と地域住民の安全安心の確保を図るものである。			

※別表-1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 構造物の基礎や農道の敷き砂利施工に当たっては再生材を使用した。
- ・ 排水路の護岸においては、コンクリート3面張りではなく、水路底が土となる2面護岸を採用し、生態系へ配慮した。
- ・ 水路防護柵については、ネットフェンスではなく、景観を配慮して茶色系のパイプフェンスとした。
- ・ 景観配慮として、道路、排水路の法面については土羽処理とし、自然植生の導入を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名 農地防災事業（湛水防除）（吉見領3期）

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向1 環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	① 工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。		○	✓	✓
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓
基本的配慮事項2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	① 地形変更の少ないルートや工法を検討する。	○	○	✓	✓
	② 切盛土量の抑制を図る。	○	○	✓	✓
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓	✓
基本的配慮事項3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	① 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓
	② 現場発生品などの再利用に努める。		○	✓	✓
	③ 工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。		○	✓	✓

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	① さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	—	—
	② 環境保全に配慮した施設配置に努める。	○	○	—	—
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓	✓
	④ 緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓	✓
	⑤ 地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	—	—
基本的配慮事項2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	① 寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。	○	○	—	—
	② 歴史的な施設について保全と活用を図る。	○	○	—	—
	③ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	✓	✓
	④ 景観変化の緩和に配慮する。	○	○	✓	✓

基本方向 2	配慮時期		チェック		
	調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
恵み豊かであるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	① 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○	—	—
	② 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	—	—

基本方向 3	配慮時期		チェック		
	調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
県民等の自主的取組の促進					
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。					
個別事項	① 農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。	○	○	✓	
	② 農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。	○	○	✓	
			実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)
			85.7	14	12

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 春日部農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ① 用排水施設整備事業(用水路)	事業名	農地防災事業(地盤沈下) (権現堂2期地区)
事業の規模	用水路改修延長 L=1,709m	実施場所	幸手市、北葛飾郡杉戸町、春日部市
計画期間	平成21年度～平成30年度	段階	設計・施工
事業の概要： 権現堂川用水路は、昭和48年度から昭和50年度に農業用水合理化事業により造成された施設である。造成当時に比べ、周辺地下水の過剰な汲み上げに起因して用水路の地盤沈下が発生しており、また不等沈下も甚だしく、そのため水路勾配の緩勾配化が進み、水路流下能力も造成当時に比べて著しく低下している。よって、本事業で用水路の改修を行い、農業用施設の機能復旧を図り農業経営の安定化を目指すものである。			

※別表-1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・用水路の一部区間において旧水路の基礎杭を撤去せず新設水路の基礎として使用し、建設副産物の再利用を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・これまで主に取り組みできていなかった、農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容のPRや、農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名 農地防災事業(地盤沈下) (権現堂2期)

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向1		環境への負荷の少ない地域社会の実現			
基本的配慮事項1					
大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	① 工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。		○	✓	✓
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓
基本的配慮事項2					
事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	① 地形改変の少ないルートや工法を検討する。	○	○	✓	✓
	② 切盛土量の抑制を図る。	○	○	✓	✓
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓	✓
基本的配慮事項3					
建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	① 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓
	② 現場発生品などの再利用に努める。		○	✓	✓
	③ 工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。		○	✓	✓

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保			
基本的配慮事項1					
良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	① さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	✓	
	② 環境保全に配慮した施設配置に努める。	○	○	✓	✓
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓	✓
	④ 緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。	○	○	—	—
	⑤ 地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	—	—
基本的配慮事項2					
農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	① 寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。	○	○	—	—
	② 歴史的な施設について保全と活用を図る。	○	○	—	—
	③ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	✓	✓
	④ 景観変化の緩和に配慮する。	○	○	✓	✓

基本的配慮事項3					
農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	① 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○	-	-
	② 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	-	-

基本方向3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項1					
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。					
個別事項	① 農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。	○	○	✓	✓
	② 農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。	○	○	✓	
		実施率 (b/a (%))		合計 (a)	合計 (b)
		80.0		15	12

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 春日部農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 ①用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水事業(基幹水利施設補修型) (庄内領Ⅱ期地区)
事業の規模	用水路補修(改築) L=652m	実施場所	杉戸町地内
計画期間	平成28年度～平成32年度	段階	施工段階
事業の概要： 根用水は施設完成後40年以上が経過し、劣化損傷や標準耐用年数超過により機能不全に陥る恐れがあり、ほ場への用水供給に支障を来した場合、農業被害が生ずる事が想定される。用水供給機能を維持し、安定的な営農を継続するため、施設の早急な保全対策を実施する必要がある。 受益面積 331ha 対象施設 開水路 652m			

※別表-1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

補修により生じる廃材については、適切に処分を行った。
水路に魚道を設置し、水路の生息生物に配慮を行った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

施工段階においては、引き続き再生材の活用や水質汚濁等の環境保全に配慮する。
農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容について、一層の周知を図る。

【記入方法】

1. 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
2. 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあつて、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	かんがい排水事業（庄内領Ⅱ期）
-----	-----------------

	配慮時期		チェック	
	調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現				
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。				
個別事項	① 工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。	○	✓	✓
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。				
個別事項	① 地形変更の少ないルートや工法を検討する。	○	○	✓
	② 切盛土量の抑制を図る。	○	○	✓
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。				
個別事項	① 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。	○	○	✓
	② 現場発生品などの再利用に努める。	○	○	✓
	③ 工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。	○	○	✓

	配慮時期		チェック	
	調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。				
個別事項	① さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○		
	② 環境保全に配慮した施設配置に努める。	○		
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓
	④ 緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓
	⑤ 地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	－
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。				
個別事項	① 寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。	○	○	－
	② 歴史的な施設について保全と活用を図る。	○		
	③ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	✓
	④ 景観変化の緩和に配慮する。	○	○	✓

基本的配慮事項 3					
農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	① 都市と農村の交流やうらおいの場を創出する。	○	○	-	-
	② 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	-	-

基本方向 3 県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
	調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。					
個別事項	① 農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。	○	○	✓	✓
	② 農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。	○	○	✓	
		実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)	
		85.7	14	12	

【記入方法】

1. 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
2. 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備	事業名	かんがい排水事業（長寿命化対策） （北川辺領地区）
事業の規模	揚水機場等設備更新 （機場4箇所、管理所1箇所）	実施場所	加須市伊賀袋地内ほか
計画期間	平成25年度～平成30年度	段階	施工段階
事業の概要： 本揚水機場等施設は、造成後30年以上経過していることから、各施設において経年劣化や耐用年数超過による機能不全に陥る恐れがあり、ほ場への用水供給に支障を来した場合、農業被害が生ずることが想定されている。 このため、施設更新などの保全対策を実施することにより、各施設の用水供給機能を維持し、安定的な営農の確立を図るものである。 受益面積 800.1ha（水田 529.7ha 畑 271.1ha）			

※別表-1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- 建設機械については、環境対策型を採用した。
- 建屋の塗装にあたっては、周辺環境との調和に配慮した色彩とした。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	かんがい排水事業（北川辺領）
-----	----------------

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	① 工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。		○	✓	✓
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	① 地形変更の少ないルートや工法を検討する。	○	○	—	
	② 切盛土量の抑制を図る。	○	○	—	
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	① 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓
	② 現場発生品などの再利用に努める。		○	✓	✓
	③ 工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。		○	✓	✓

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	① さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	—	
	② 環境保全に配慮した施設配置に努める。	○	○	—	
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	—	
	④ 緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。	○	○	—	
	⑤ 地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	—	
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	① 寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。	○	○	—	
	② 歴史的な施設について保全と活用を図る。	○	○	—	
	③ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	—	
	④ 景観変化の緩和に配慮する。	○	○	✓	✓

基本方向 2	配慮時期		チェック			
	調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施		
恵み豊かでうるおいのある環境の確保						
基本的配慮事項 3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。						
個別事項	① 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。		○	○	—	
	② 児童や県民等への学習の場を創出する。		○	○	—	

基本方向 3	配慮時期		チェック			
	調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施		
県民等の自主的取組の促進						
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。						
個別事項	① 農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。		○	○	✓	✓
	② 農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。		○	○	✓	
			実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)	
			88.9	9	8	

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。